

2012年1月25日

平成22年度ジェトロ実施事業に関する意見書

ジェトロ環境社会配慮諮問委員会

ジェトロ環境社会配慮ガイドラインに基づき、以下の意見を提出します。

I. 貿易投資促進事業について

国際条約の締約国会議で残留性有機汚染物質の範囲が拡大されたことをふまえた対応が必要である。

II. 案件形成事業について

1. 全体

(1) 対象事業について

昨年度同様、既に何らかの環境社会調査が実施され、案件発掘段階とは言いにくい事業が少なくない。こうした事業を対象から外すべきであるという意見がある。一方で、この状況が続くのであれば、それを前提とした以下のような指摘もなされた。

1) 今後必要となる調査や検討課題を記述する。

2) カテゴリ分類を含めたジェトロ環境社会配慮ガイドライン上の扱いを整理する必要がある。

3) 指摘された課題への対策の検討や政府機関以外のステークホルダーとの協議などが不十分である。

4) すでにEIAが実施されている場合は、関連情報や現地ステークホルダーの意見などを報告書に盛り込む。

(2) 参照するガイドラインについて

新JICA発足を受け、円借款案件形成についてはJBICではなく新JICAの環境社会配慮ガイドラインを参照すべきである。また、ジェトロ環境社会配慮ガイドラインに基づいた適切な環境社会面の問題の洗い出しや対策の検討が疎かになっている。

(3) 調査の枠組みと内容について

調査報告書の質の向上を評価する意見があった一方、以下のような課題が指摘された。

1) 調査期間がやや短い事業がある。

2) 報告書の中に矛盾した整合性のとれない記述がある。

3) 内容が整理されておらず理解が困難なものがある。

2. 社会環境と人権への配慮

当該国の社会的・制度的条件や事業実施地域の実情に鑑み、住民移転に関して以下のような指摘がなされた。

- 1) 自発的な移転の場合の補償について報告書では明らかになっていない。
- 2) 移転対象住民の特定や合意形成等に関して公平で透明なプロセスが必要である旨を報告書に明記することが望ましい。
- 3) 移転住民との事前協議や適切な補償に関する具体的な記述が望まれる。

3. 調査における環境社会配慮項目と環境社会影響の範囲について

環境社会配慮項目、環境社会影響の範囲、更に調査結果の評価やその記述の適切さに関して、事業によっては以下のような課題が指摘された。

- 1) 供用時の配慮が限定的である。
- 2) スコーピング時に影響なしとした項目が、モニタリング段階で調査項目に挙がっている。
- 3) 環境社会配慮項目に挙げられなかった住民移転の可能性が別の箇所で言及されている。
- 4) 生態系に問題なしとするなら、前提となる貴重種の存否を確認すべき。
- 5) 類似の ODA 事業で起きた過去の問題が教訓として記述されていない。
- 6) マングローブへの影響が問題となっている案件で、影響が過小に評価されている。
- 7) 農地などの既存の土地利用への影響について言及がない。
- 8) 住民移転費用が低く見積もられており、再取得価格を使用する必要がある。
- 9) 廃棄物対策を環境面から考える必要がある。
- 10) 水質、大気質に関するモニタリング調査の詳細が不明である。
 - 1 1) 事業と不可分の設備についての環境影響を検討・評価すべきである。
 - 1 2) プラントの建設・運転の影響や稼動後の排水対策等の検討が不十分である。
 - 1 3) 影響が大きくないと判断した場合には、その根拠を明記すべき。
 - 1 4) 事業が必要とされた背景を定量的に記して欲しい。
- 1 5) 移転住民数縮減のための設計変更、十分な補償、希少生物等に関する基礎データが不足していた。
- 1 6) 騒音対策の検討やそれに伴う周辺環境や景観への影響に配慮すべきである。
- 1 7) 大気及び騒音に関してはシミュレーション等で分析して結果を記述することが必要である。
- 1 8) 港湾の海域生態系への影響を検討し配慮する必要がある。
- 1 9) 環境社会配慮項目に対する記述が網羅的で不十分との印象が強い。
- 2 0) 予想される影響に対しては事前に対策案を考えておいた方がよい。

4. 他の選択肢との比較検討

他の選択肢との比較検討が不十分との指摘が少なからぬ事業に対してあった。重複するものもあるが、以下に指摘を列挙する。

- 1) 事業を実施しない場合を含めた比較検討の記述を徹底すべきである。
- 2) 最有望地の選択の際に環境影響が比較検討されていない。
- 3) 選択肢の根拠を詳しく検討すべき。
- 4) 他の選択肢との比較検討が実施されていない。
- 5) 考えうる選択肢の列举や環境社会影響の比較が十分行われていない。
- 6) 選択肢に明らかに実現が可能でないものが含まれている。
- 7) 代替案の絞込みに住民の意見等の社会的側面を反映すべきである。

5. ステークホルダーからの情報収集

案件形成事業の成熟度が事業によってバラつきがあることは過去 2 年間の諮問委員会の議論で明らかである。しかし、ステークホルダーからの情報収集の程度が必ずしも対象案件の熟度と明確に関連していない。ジェトロ環境社会配慮ガイドライン運用上の方針を明確に示すべきである。

6. その他

環境社会配慮と直接関わらない部分もあるが、調査報告書をレビューした結果として、以下のような意見があったことを記しておく。

- 1) CO₂ 削減などの環境改善効果についても定量分析がなされるとよかったです。
- 2) マクロ経済状況を踏まえた債務負担能力の検証が望ましい。
- 3) 円高によるリスクについて触れた方がよい。
- 4) 資金調達方法の検討に改善の余地がある。
- 5) 物流インフラの事業ではマスターplanと個別事業・実施機関の関係を確認しておくことが望ましい。

上記の通り、本年度も幅広い分野で熟度の違うプロジェクトが取り上げられていた。熟度の違いに対応するためのガイドラインの運用の改善が今後の課題であることは共通の認識になりつつある。また、個別の指摘の中には過去の諮問委員会で取り上げられた課題も含まれている。ジェトロは、今後こうした事項に対し、ガイドラインの趣旨を踏まえ、契約段階・現地調査実施段階での助言や報告書の精査段階において適切な指導を行うとともに、制度改善自体が必要な場合には、経済産業省と積極的に協議することが望まれる。

以 上